

埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金事業実施要綱

第1 目的

市町村が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特例保育を行う施設又は事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し支給する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条第1項に定める教育認定子どもに係る施設型給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費のうち、地方単独費用分の一部を補助することにより、教育認定子どもを受け入れる特定教育・保育施設等における教育・保育の水準を確保し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

第2 事業主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第3 定義

この要綱に係る用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 令 子ども・子育て支援法施行令
- (2) 公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）第1条第12号に規定する公定価格
- (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する教育・保育施設
- (4) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
- (5) 特例保育 法第30条第1項第4号に規定する特例保育
- (6) 教育認定子ども 法第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する支給認定子ども
- (7) 施設型給付費 法第27条に規定する施設型給付費
- (8) 特例施設型給付費 法第28条に規定する特例施設型給付費
- (9) 特例地域型保育給付費 法第30条に規定する特例地域型保育給付費
- (10) 地方単独費用分 以下のいずれかに該当する費用をいう。

ア 教育認定子どもに係る施設型給付費については、法附則第9条第1項第1号ロに規定する額

イ 教育認定子どもに係る法第28条第1項第1号により支給する特例施設型給付費については、法附則第9条第1項第2号イ（2）に規定する額

ウ 教育認定子どもに係る法第28条第1項第2号により支給する特例施設型給付費については、法附則第9条第1項第2号ロ（2）に規定する額

エ 教育認定子どもに係る法第30条第1項第2号により支給する特例地域型保育給付費については、法附則第9条第1項第3号イ（2）に規定する額

オ 教育認定子どもに係る法第30条第1項第4号により支給する特例地域型保育給付費については、法附則第9条第1項第3号ロ（2）に規定する額

第4 事業内容

市町村は、第1の目的に基づき地方単独費用分を定め、特定教育・保育施設等に対し、それを支給するものとする。

第5 県の助成

県は、市町村が前条に定める事業を実施する場合に、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この実施要綱は、平成28年3月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。